



11月は児童虐待防止推進月間です

オレンジのリボンは
子ども虐待を防止する
メッセージが込められています

👉 児童虐待とは…

詳細 子ども相談課 ☎(32)6369

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

子どもや保護者のこんなサインを見落としてはいませんか？

通報は匿名で行うこともでき、通報内容に関する秘密も守られます。調査の結果、虐待がなかったとしても、通報者が責任を問われることはありません。

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで1人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

児童虐待相談・通報先

市子ども相談課 ☎(32)6369 (平日8時45分～17時15分)
☎(32)6111 (夜間・休日)

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)
警察／緊急時 ☎110

通報を受けた市役所が、どのような聞き取りや調査をしているかが分かる動画をYouTubeで公開しています



高齢者虐待を防ぎましょう

詳細 介護福祉課 ☎(32)6347

高齢者虐待とは？

高齢者虐待防止法では、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命・健康・生活が損なわれる状態におかれることを『高齢者虐待』と定義しています。

高齢者虐待は身体的虐待/心理的虐待/介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)/経済的虐待/性的虐待の大きく5種類に分けられます。

介護をしている方へ

一人で悩まず、抱え込まず、市介護福祉課またはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

■ 高齢者虐待の相談・通報先

市介護福祉課 ☎(32)6347

西地域包括支援センター ☎(61)7600

しらかば地域包括支援センター ☎(71)5225

山手地域包括支援センター ☎(71)5565

南地域包括支援センター ☎(71)5005

中央地域包括支援センター ☎(36)3712

明野地域包括支援センター ☎(53)4165

東地域包括支援センター ☎(52)1155

※相談・通報は匿名で行うことができ、内容に関する秘密も守られます。調査の結果、虐待がなかったとしても、連絡者が責任を問われることはありません

虐待を防ぐためにできること

虐待を防止するためには“虐待をしない、させない、助けて”と言える地域づくりが重要です。深刻な事態を防ぐために、地域の温かい見守りや支え合い、介護や認知症など高齢者を取り巻く環境の適切な理解が必要です。

地域の皆さんへ

お近くの高齢者の困り事やご本人では気づきにくい変化は、地域の皆さんだからこそ気付くことができる場合があります。「今までと違うな」「様子が心配だな」と思ったら、市介護福祉課またはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

11月1日は計量記念日、11月は計量強調月間です！

詳細 市民生活課 ☎(32)6306

国は現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」、また11月を「計量強調月間」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。

計量とは？

例えば、物の重さを量ることです。その量り方や、計量器*そのものの基準がバラバラだと正しく計量することができません。

*質量計(体重計やスーパーマーケットなどのはかりなど)、タクシメーター、電気メーター、ガスメーター、水道メーター、燃料油メーター(ガソリンスタンドなど)、積算熱量計、体温計など



検査が必要な計量器

計量法では、その計量器が正しい値を示すかどうかの検査に合格していないと、商売など「取引」や「証明」に使うことができません。検査に合格した計量器には、検定証印などが付けられています。家庭で使用するヘルスメーターやキッチンスケールなどは「家庭用計量器」となり、検査は不要です。

正しい計量のために

計量検査所では正しい値を示さない計量器によって、消費者が不利益を被らないように、事業者からの依頼に応じて定期的に検査し、基準から外れていないか確認しています。この定期検査を受けし、合格しなければ、事業者は「取引」や「証明」をすることはできません。



計量や定期検査についてのお問い合わせ

苫小牧市計量検査所 ☎(32)6306